

## 令和5年第8回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月3日(木) 13時29分から14時38分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (19名)

会長	19番	原	心一					
会長職務代理	2番	山崎	彰	3番	小松	和啓		
委員	1番	山内	茂	4番	藤原	新市	5番	堤 昭雄
	6番	竹村	純吉	7番	三谷	富重	8番	西村 広幸
	9番	三木	克司	10番	岡本	博臣	11番	竹平 豊久
	12番	西岡	久	13番	森田	良彦	14番	上島 陽子
	15番	五百蔵	純太	16番	門脇	義人	17番	岡田 修一
	18番	宗石	大輔					

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
第3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
第4号	非農地証明願いについて
第5号	使用貸借返還通知報告について
第6号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
第7号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田	雅充
事務局次長	岡村	昭彦
事務局主幹	高月	陽生
農地主幹	大倉	達也

7. 会議の概要

事務局	開会(13時29分) はい、それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。 まず最初に資料の確認をお願いします。まず議案書です。それから農地法第3条調査書なってます。それと3つ目が写真資料、それから利用権設定等促進事業による利用権の資料です。次が農地利用最適化推進意見交換会資料なってます。それと写真資料、全部6つになります。よろしくをお願いします。 今回郵送で6月の時の資料ということでA4の1枚送らせてもらってます。 それではただ今から、令和5年第8回農業委員会総会を開催致します。香美市農業委員会会議規則第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。
-----	---

議

長

皆さんこんにちは。非常にこう暑い日が続いております。また早生の稲刈りも進んできておりますが、台風の動き等もありまして、皆さん方色々ご心配をされることが多いと思います。これから暑い中ですが、忙しい時期を迎えてきてですね、皆さん方も体調管理には十分に注意をしながら農作業を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

今日は全員の皆さんがご出席いただきまして本日の会が出来ます。有難うございます。

それでは議案に沿いまして進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町加茂字加茂ノ土居158番1、地目は田、面積は373㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町宇有光北鍵山2400番イ、地目は田、面積は376㎡、外2筆、計3筆で合計面積853㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は7,722.51㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当たり200,000円で総額170,600円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町宮ノ口字宮ノ前南805番、地目は田、面積は393㎡、外5筆、計6筆で合計面積2,931㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は農家創設、資料は3で10a当たり200,000円で総額586,200円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町平山字下ヒヨダ471番1、地目は田、面積は33㎡、外2筆、計3筆で合計面積617㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は経営縮小(高齢化・労力不足)、譲受理由は農業を始める、資料は4で10a当たり2,000,000円で総額1,234,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字願常寺1120番1、地目は畑、面積は366㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,530㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は5で10a当たり245,901円で総額90,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字尾知田545番、地目は田、面積は131㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は754.45㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は隣接地の取得、資料は6で10a当たり500,000円で総額65,500円です。

7番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町神池字野久保994番、地目は畑、面積は112㎡、外11筆、計12筆で合計面積2,414㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は11,462㎡、譲渡理由は贈与、譲受理由は経営規模拡大、資料は7です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議

長

以上、説明が終わりました。ただ今より第1号議案の農地法3条の規定による許可申請について質疑を行いたいと思いますが、何か質問ご意見ありませんかね。格段ありませんか。はい。

推進委員 (3番) 土佐山田町字有光北鍵山ってどの辺りなんです。

議長 何番。

委員 (8番) 2番、2番。

事務局 2番は中組の何というんですかね、南国との境に近い。パリュエーの北側であけぼの街道を挟んでその北側です。

委員 (12番) 南国市へ入り込んじゅうところですよ。陣山の隣。

議長 その他に何かありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——— 異 議 な し ———

議長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。引き続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。  
1番、申請地は土佐山田町字三ツ又1049番1、地目は田、面積は264㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は露天駐車場、申請事由は、「申請地に隣接する1048番に移住する三男が同地で自動車修理工場を経営するための駐車場及び進入路として必要なため。」ということです。  
資料は8で農地区分は第3種農地、調査員は西岡委員です。  
農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、住宅が連坦した区域内の農地であることから第3種農地であると判断されます。以上です。

議長 説明が終わりましたが、調査員の西岡委員から補足説明をお願いします。

委員 (12番) はい、そしたら資料の8をお願いします。場所についてはJRの大石踏切のすぐ北側になります。この農地につきましては長年ちよっと耕作されてなかったようですが、周囲には耕作されてる農地は無く、住宅地になってますので特に問題は無いと思います。また雨水対策、排水等の対策につきましても、田役組合からの同意書もいただいておりますので特に問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、有難うございました。それではただ今より、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての質疑を行いたいと思いますが、何か質問、ご意見ありましたら、出していただきたいと思っております。

-----質疑なし-----

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議 長 はい、それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条による許可後の事業計画変更申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字土居屋敷980番1、地目は田、面積は949㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造平屋建て4棟、変更事由は「5棟分の建築条件付き分譲住宅として計画しましたが、計画から許可取得に至るまでに長期間を要したため、その間の造成工事費及び建築資材費の高騰により計画資金に1000万円程の不足が生じたり、近隣に分譲地が出来たりしたため、販売計画的にも縮小を余儀なくされたため、5棟分の造成計画を4棟分にし、造成費及び建築費の圧縮を行い、当初の計画資金内で事業を行い、早期の全区画販売促進を考えたための計画変更申請です。」ということです。資料は9、農地区分は第3種農地です。

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香美市香北支所から約300m以内に位置することから第3種農地であると判断されます。

それから ちょっと写真資料の関係で一番上に説明が、各ページ同じですが農地法第5条の規定による県知事許可申請についてというふうになってますが、変更の許可申請ということで追議というかたちでしていただいてということをお願いしたいと思います。以上です。

議 長 はい、以上議案第3号の農地法第5条についての許可後の事業計画変更申請についての説明がありました。この件につきまして、皆さん方より、質疑を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんか。

-----質疑なし-----

議 長 格段無ければですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議 長 はい、それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画申請変更についての原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
引き続きまして議案第4号非農地証明願いについて説明をお願いします。

それでは議案第4号の非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町佐野字池ノ前1837番、地目は畑、面積は247㎡、利用状況は倉庫・車庫、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「この土地は昭和60年頃農地整備事業の代替地として父が所有。3~4年程畑として耕作をしていたが、排水路が無く、大雨の時は西側の道路により雨水が進入、畑に水が溜まり、溢れた水は東側の自宅に侵入。梅雨、台風の雨で年に2~3回床下浸水をしたため、父は畑として耕作することを諦め、倉庫、車庫のない父はこの土地に倉庫を平成4~5年頃建築。作物、農機具、自動車を使用。父の死後、平成21年8月に火災により焼失したが、平成9年より、兼業農家として柚子を作っているため倉庫、車庫は必要で、又自宅も被害を受け、修理のため作業小屋も必要となり、焼け残りの基礎を利用し、同じ大きさの倉庫、車庫を平成22年に再建、現在に至る。」とのことです。調査員は藤原委員で資料は10です。

2番、申請地は土佐山田町佐竹字上馬床86番1、地目は畑、面積は536㎡、外2筆、計3筆で合計面積1389㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「30年前から山林化しており、現在に至る。」とのことです。調査員は藤原委員で資料は11です。

3番、申請地は土佐山田町新改字屋舗田丸252番4、地目は田、面積は153㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「当該地は平成10年月日不詳頃に252番地1(宅地)への車両による乗り入れが出来なかったため、進入路と駐車場を確保するため、隣地農地の一部を転用し、宅地の拡張を行って現在に至る。」調査員は三木委員で資料は12です。

続いて7ページ、4番、申請地は土佐山田町字長谷川丸2720番、地目は田、面積は527㎡、利用状況は原野で申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「原野化して20年以上経っています。」調査員は永森委員で資料は13番です。

5番、申請地は土佐山田町神通寺字ツツカタ250番3、地目は田、面積は53㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「昭和40年頃(詳細不明)同地を旧所有者■■■■が宅地化したもので、同氏死亡に伴い、■■■■が平成31年3月に相続を行った際、登記変更が実施されていないことが認められたものである。」調査員は岡田委員で資料は14です。

次6番、申請地は土佐山田町逆川字鳥越2272番口、地目は畑、面積は13㎡、利用状況は宅地、車庫、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「本申請地は50年以上前から農地としては利用しておらず、原野となっており、宅地の一部として利用している状態です。」調査員は森田委員で資料は15番です。

7番、申請地は土佐山田町逆川字鳥越2273番口、地目は田、面積は23㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「本申請地は20年以上前から農地としては利用しておらず、原野となっており、宅地の一部として利用している状態です。」調査員は森田委員で資料は16番です。

続きまして8ページ、申請番号8番、申請地は香北町梅久保字谷屋敷913番1、地目は畑、面積は99㎡、利用状況は自動車回轉場、申請人は議案書のとおりで非農地化した理由は、「昭和40年以前から自動車回轉場として使用している。」調査員は竹村委員で資料は17番です。

9番、申請地は香北町荊生野字辻下ツ461番、地目は畑、面積は147㎡、利用状況は駐車場と進入路、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「15年前から駐車場と進入路として使用しており、今後も農地として利用はない。」調査員は小松委員で資料は18です。

続いて10番、申請地は香北町杵ノ木字政所265番1、地目は畑、面積は377㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりで非農地化した理由は、「昭和48年頃に現市道を整備時分筆し、残面積3.77㎡と狭くなり、耕作放棄

していたが、昭和57年に隣接する266番地1に居宅を建築した時より、宅地として使用している。」調査員は三谷委員で資料は19です。

続いて11番、申請地は香北町橋川野字中屋153番1、地目は畑、面積は290㎡、利用状況は物置場、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「平成20年月日不詳頃から、隣接住居のための物置置場として利用し始め、現在に至っている。」調査員は武内推進委員で資料は20番です。

続いて9ページになります。申請番号12番、申請地は香北町永野字宮ノ下道ノ東960番、地目は田で面積は760㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「本申請地は20年以上前から耕作を放棄しており、山林化している。」調査員は竹村委員で資料は21番です。

次に13番、申請地は物部町庄谷和字午王林13番1、地目は田、面積は91㎡、利用状況は駐車場、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「申請以前には原野化しており、令和5年1月、神社参拝の駐車場として整備し、現在に至る。」

なお、農地法の手続きをせずに、駐車場として利用していることについては、始末書が提出されております。調査員は山崎委員、小松推進委員で資料は22です。

続いて14番、申請地は物部町庄谷和字中洲賀1234番1、地目は畑、面積は254㎡、利用状況は駐車場、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「申請以前には原野化しており、令和5年1月、庄谷相自治会の駐車場として整備し、現在に至る。」

こちらも農地法の手続きをせずに、駐車場として利用していることについては、始末書が提出されております。調査員は山崎委員、小松推進委員で資料は23です。

続いて15番、申請地は物部町久保高井字土居番152番7、地目は田、面積は264㎡、外1筆、計2筆で合計面積505㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「本申請地には、先代所有の時代(20年以上前)から、152-8は物置や休憩室、資材等の一時置場等、152-7は個人住宅(平屋)を建てて利用していました。申請地152-8、152-7の両土地とも20年以上農地としては利用しておりません。」調査員は竹平委員で資料は24番です。以上です。

議 長

以上、事務局から説明がありました。続きまして調査員より順次補足説明をお願いをしたいと思います。1番、2番につきまして藤原委員からお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員(4番)

そしたら資料10の1です。本文の説明のところに詳しくいきさつ、経緯ものすごく書いておりますので、この内容を本人から私も聞いております。ただ備考の文章中の、中ごろにですね、平成21年8月に火災によりってこの火災は家庭裁判所じゃなく、火の出た火災ですので、それだけ直しておいて下さい。私もこの佐野の集落に常時住むようになってから家は40年位前建てたんですけど、20年位になるんですけど、その時にもうすでにこの建物は、倉庫は出来ておりました。それで火事で焼失したので建て替えたという経緯になっております。ということで、特に問題無いと思われそうです。

次、2番よろしいでしょうか。次資料11の方ですが、佐竹の山の方です。見に行っただんですけども、道路から見て、ええ入っては行きませんが、目の前が山林化しておりました。30年位前から山林化しておるそうでございます。この方もご高齢で、後継ぎも居ないので身辺整理をだいぶされておられました。その過程でこのようなことになったらしいです。以上です。

議 長

はい、右難うございました。3番、三本委員お願いします。

- 委員（9番） それでは資料の12-2の下の写真の方を見ていただいたらいいと思いますけれども、左側に家が建ってますが、ここは元々■■■さんのお家でしたけれども、現在は■■■さんという方がここに入りましてこの申請地の南側と西側に■■■さんの田がありましたけれども、それも■■■さんが購入されて何ヶ月か前に通ってます。今回、この通路、進入口、また駐車場として現在も■■■さんが利用はしておりますけれども、今回この非農地証明が通れば■■■さんが購入するという予定になっておりまして何の問題も無いというふうに思います。
- 議 長 はい、4番、永森委員お願いします。
- 推進委員（1番） 資料は13です。■■■さんが相続して果樹なんかをあちこちに植えまわって、植えたなりに世話もせんと藪になって困っておった状況です。■■■と■■■のネギの作業場の間にある土地で本人がよう、何ともならんなって買うてくれえというように聞いたので■■■が買うてもえいというようなことで駐車場にか資材置場にしようということで、買う約束になっております。フィリピンからの使用人を使ってここまで開墾もして、写真のようにかなり進めてきました。これで、非農地で通れば買うと使用は駐車場とかにするという前提で、写真の通り、木の根っことかあつて畑としては使えないということで先程言った駐車場、資材置場として利用することというふうなことであります。以上です。
- 議 長 はい、有難うございました。5番、岡田委員。
- 委員（17番） 資料14の1の写真資料見ていただいて黄色い枠で囲った上の部分は去年ですかね、申請が出て定例会が通ったものでその黄色い分が出し忘れていたということで聞いてます。これもずっと問題が無いということで大丈夫だと思いませんけど。
- 議 長 はい、続きまして6番、7番の森田委員にお願いします。
- 委員（13番） 申請番号6と7番一緒に見て下さい。引っ付いておりますので、資料の15-1から16-2までになります。場所は龍河洞トンネルの真上になりました、その上にその申請地があります。引っ付いておりますので2272-口と2273-口になります。7月の6日に確認しました。別に問題無いと思います。
- 議 長 はい、有難うございます。それでは8番、竹村委員お願いします。
- 委員（6番） 資料の17番、場所的には梅久保なんですけど、だいふ山の中で家がほんの少ししかないところなんですけど、17-2の1番見てもらって下さい。この右側、全部駐車場というか車が回りませんので車を回すところとなっております。戻ってもらったらいいんですけど、下に柚子を植えてますが、その人らあが、今使っている状態で別に問題無いと思います。
- 議 長 すいません、あと12番の竹村さんの調査の報告も一緒にお願いします。
- 委員（6番） 資料の21番をお願いします。ここは永野の大元寺ってあるんですけど、字だけ写ってます。21-2の1大元寺って書いてます。その下でもうだいふ前から山林化してまして、これがどうしようもないなってますんで見てもびっくりするところです。以上です。
- 議 長 はい、それでは9番、小松委員お願いします。

- 委員（3番） はい、そしたら、資料18を見て下さい。場所は今まで会をしておりました健康センターのちょっと東の山手の方の場所になりますけど。ここはこの地区については市外の方が何人が転入されてきておる場所です。この中の1人ですけど。ページをめくっていただいて18-2の資料ですけど、本人の家は正面に見える倉庫の左側柿の木が見えてますけど、それのところに本宅がありあす。車庫をぐるっと回って左側へ行って本宅の方へ入るような道になっております。この周りには農地は自分の所有する菜園畑が、この倉庫の、黄色い線のちょっと手前側に小さい農地がありますけど、それと道の土段に昔、■さんの榎の木の問題があったところが2m位高いところにあります。本人は車庫の建ちゅう分とその前の土地をいうところですけど。家へ入って行くところの道は今回は入ってないような感じですけど。これは、この黄色い線のところだけですわね。進入路となっておりますけど。
- 事務局 このまあ、測量までしてないのであれですけど。そこら辺があいまいなところがあります、境は。
- 委員（3番） 本人に会って話を聞きよったら、ここだけかねっていう話をしよったけど、どうじゃろうこの辺は。進入路というか、車庫へ行くだけのあれになってくるわね。家の方へ入ってくる進入路は右側を下りてぐるっと左へ回ったところになりますけど、その辺がどうかと思って。
- 議長 それも農地で残ちゅうのか、転用されちゅうかはわからんがやね。
- 委員（3番） 分かんんです。
- 議長 それ、切り図か何か謄本を見んと分かんよね。  
その辺確認しちよって。もし入って無かったら本人に、別途にまた申請してもらおうと
- 委員（3番） そういうことですね。周りは別に民家がいくつかあるので別に反対する人も無いと思います。
- 議長 それでは続きまして10番、三谷委員お願いします。
- 委員（7番） 資料の19を見て下さい。朴ノ木の高照寺っていうお寺がありますけど、その大体50mばあか上へ上がったところの四差路のそこの角に19-2の図面を、写真を見てもらったらわかりますけど、265-1というところは元々畑があったところを家を建てる時に、市道を広げるときにここだけ残って。それを置いちゃったけど、一緒に宅地で申請してほんでここだけ残ったということでこれは全然申請出来てなかったということで、■さんがここ宅地から家全部処分するというので手続き上全部これを済ませたいということで申請をしてくれました。片方は市道で何の問題も無いと思います。
- 議長 はい、それでは続きまして11番、武内推進委員さんお願いします。
- 推進委員（10番） 資料の20をお願いします。場所は橋川野バス停、JRのバス停のそこから少し南へ入ったところ。ここももう物置場、ちょっと駐車場として使用してますけど、何の問題も無いと思います。以上です。
- 議長 はい、それでは13番、山崎委員と、小松推進委員さんと連名で出ておりますが、どちらか説明をお願いしたいと思います。13番と14番をお願いします。



す。

委員（2番）

はい、資料の22、23について説明します。場所は府内から1キロ程奥へ入った片谷相というところになりますが、22、23同じところですが、資料22-2の写真に左の方の建物が写っていますが、これは集会所になります。それと写真23-2の2に写っている建物が同じもので、これは部落の写真になります。写真では重機が入って工事をしているような写真になってますが、22年に大雨でこの集会所の裏、川になってますが、それからもうかなり岸が崩れまして、この集会所にも影響が出てきそうな状況になったということで許可を取る間もなく、申請地を資材置場または駐車場として利用していた、利用したということです。今もう復旧もしてきれいになってますが、元々原野だったってところで、このまま駐車場として利用していくということです。以上です。

議長

はい、それでは15番、竹平委員お願いします。

委員（11番）

はい、資料24-1と24-2をご覧ください。場所はですね、大栃から県道西熊溪谷方面へ約10キロ走った久保高井集落いうところになります。内容につきましてはこの記述のとおり書いておりますが、少し加えますとこの件は今年の1月12日の農業委員会総会で議案6号として、香美市の農業振興地域整備計画の除外変更の案件として諮問、審議させていたものをですね、今回[ ]さんが非農地案件ということで証明願いが出されているものです。以上です。

議長

はい、補足説明までですね、議案第4号について終わりました。皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

はい、西村委員。

委員（8番）

全体的にですけど、登記簿の地目に対してですわね、現況地目が田のところか畑とか、雑種地とかならちよつたらわかるけどその他にしながら宅地になつちゆうところとか田が田になつちゆうところなんかはええですけど、地目が、今度非農地扱いになったらですわね、利用状況がずっと書いてますけど、非農地になる場合はずっと宅地とかに、農業委員会が出せるかどうかですわね、大体前から言うたら畑とか田のところは雑種地に現況地目が雑種地とかにして、まあ個人個人の登記の問題も税金の問題とか宅地にしたら税金が高くなるとか、雑種地で登記したら、ちつとましになるとかいう個人の申請のところもありますけど、そこの前から現況地目と利用状況がちよつとこう食い違ふところがあったりして出してきてましたわね。そういうところをもうちよい非農地やったら雑種地に、宅地にポンとその通り、雑種地、山林とか雑種地とかいうところを明確にせんと現況は宅地という家の土地らあやったらそう思いがちやけど、普段やったら雑種地にせんとおかしゅうないかというところもありますけどね。農業委員会としたら。以上です。

議長

課長も管財におつたんでちよつと説明をしてもらいます。

事務局

すいません。疑問に思われると思います。ここのですね、現況地目というのはご承知の通り法務局に登録されてる地目とは違います。ここで書いておる現況地目というのは香美市が固定資産税を掛ける際に、いくら農地で残っておってもですね、現況の地目が違う場合は、例えば極端に言うとな宅地になってる場合はたとえ農地の登記であっても宅地と同じ課税にしておりますので、そこを判断として現況地目をここへ記載しておるということでございます。以上です。

議 長 聞かれゆうことは非農地にしてもこれが何になるでということやろ、雑種地であるのか、それとも宅地になるのか、そこはどこで判断する。建物は建てんがで。道にするとかやった場合。

事 務 局 今度ですね、例えば、その、法務局がこちらの地目を変える場合に法務局の登記官が現地へ赴きまして、登記官が地目を見て判断するということになりませぬ。

議 長 分かりましたかね。なかなか登記官にはよう会わん。

事 務 局 西村さんが言いゆう通りだと思います。理屈的には言いゆうことはわかりませぬ。

議 長 すいませぬ、藤原さんがほら、佐竹の山、何ページやったぞね。佐竹の場合わよ、多分何年前か知らんけれども、国調が入っちゅうがよ、国勢調査がね、地目、その時に行った場合に現況見てこれも完全に山林やと思った場合にはですね、本人との話し合いの中で地目ここは田やけど、もう山林に変えたいという時には委員会を通らんずつに山林に変えりますので、それをせずつに残っちゃったかなあという思いです。

委員（4番） 木がね、果物なんかの木が植わってた形跡はありますが、ご主人も亡くなって女の人一人になって、もう。

議 長 本人が判断できざったということよな。

事 務 局 ちなみに私、地籍調査に前、農業委員会に来る前におりましたので佐竹は国調は平成18か19、まあ20かその時にです。その時にその立会で調査をした時に判断をしぬかちゅうか、まだその時はかろうじて農地という判断でお願いのかっていうのはあるかと思ひます。

議 長 私も佐竹にちょうど山がありまして、初めて呼ばれて行ったがです。全然知らんが。私の祖父が、祖父じゃない、祖母が嫁に来る際に貰うてきた言うたらおかしいけどそんな山があつてですね、行ったらここが田やつた。現場へ行きますと確かに石掛なんかがあつてですね、田んぼの形跡もありますけど、もうあのいつ植えたかは知りませんが、植林をしたものが、末口で20cm以上のような元口で下しか見えませぬ。そんな木がね、植わちゅうところがたくさんあるし。雑木つていうたらね、直径が30cm以上、山にどっさり生えちゅう。昔々、ここは何やつたって聞いたら、畑のところは昔は全部芋を植えてましたよ。戦後の時代はそれが段々段々植えんなって、雑木が太ったり、それからやっぱり木を植える人は木を植えて世話をしゆうけど、そういう状況でもう昔の面影全然ないって。一応境とかいうことについては立ち会って決めましたけど、地元の人やの言いなりにならんと我々はそこじゃないと言へるような状況じゃありませんので。切り図とその判断でしましたので。その時に田んぼであつた地目であつても山になつて木が大きく太ちゅうところは山林にしますとか、それから山林みたいになちゅうけれども、私1筆宅地がありましたけれども、その宅地はね、木が植わちゅうけど宅地で残してもらいました。そんな状況で本人の言い分は国調をやる時にはなるべく十分に聞いてくれますのでその時にですね、判断をすればこういうことが無くなるんじやないかというふうな思いはします。以上です。

他に何かご質問ありませんか。

……質疑なし……

議 長 格段無ければですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異議なし-----

議 長 それでは議案第4号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第5号使用貸借終了農地返還通知について説明をお願いします。

事務局 報告第5号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町佐野字下ヨシムラ丸1254番、地目は田、農振区分は農用地、面積は4,346㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日、引渡日は令和5年6月20日、解約理由は借人からの返還の申出があったためです。  
2番、申請地は土佐山田町須江字二町地150番、地目は田、面積は1,163㎡、外5筆、計6筆で合計面積、9,566㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和5年6月27日引渡日は令和5年6月30日、解約理由は借人からの返還の申出があったためです。以上です。

議 長 はい、以上説明がありましたが、この件につきまして皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。はい、どうぞ、藤原さん。

委員(4番) 全然質問ではないんですけども、1番のところの■■■■さんっていうのは私の隣の人でして知り合いなんですけれども、本人はええ作らんのでここあててたんですけれどもその人から返されて、今度は高知の人に作ってもらうようにあてたんだけど、例のあの改良区のポンプが故障して作ろうと思ったけど作れんというようなことになって返されたというようなことなんですけど、返した後はこの土地とそれからこの土地の■■■■さん、その隣が■■■■さんその隣が■■■■さん、その隣が■■■■さんと5筆ばあるんですけど、その土地が全部返されて皆遊休農地化しかけておりました。私もいろいろ活動しちゅう関係でちょっと知った人がおりましたんで声を掛けたらそこをまとめて全部借りてくれるということになりまして、こういうのを、契約というのか、こういうのをするかどうかは本人を貸人との間で相談してくれというようなことで作る人は決まりました。もうあの借賃0です。そんな状況です。はい。

議 長 はい、有難うございました。今日私のところへ農業会議の地区の担当の人が2人来てくれまして、その話がちょっと出ました。  
他に何かありませんかね。

-----質疑なし-----

議 長 格段無ければこの件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。  
続きまして議案第6号農地法第4条の規定による届出の報告ですが、説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第4条届出報告について説明します。

1番、申請地は土佐山田町字長谷川丸130番10、地目は田、面積は259㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は貸駐車場、資料は25で、調査員は事務局高月です。

なお、農地法の手続きをせずに、駐車場として利用していることについては、始末書が提出されています。以上です。

議 長 はい、議案第6号説明が終わりましたが、この件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思います。  
ここも市街化区域内の土地ですので格段問題は無いと思います。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですのでこの件につきましても報告のみとさせていただきます。  
続きまして議案第7号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第7号 農地法第5条の届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は使用貸借権、申請地は土佐山田町西本町2丁目25番、地目は畑、面積は376㎡、外1筆、計2筆で合計面積、597㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は賃貸アパート用地及び駐車場用地、資料は26で調査員は事務局高月です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町泰山町1丁目70番1、地目は田、面積は277㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は居宅建築分譲、資料は27で調査員は事務局高月です。

なお、農地法の手続きをせずに、宅地として利用していることについては、始末書が提出されています。

写真ではまだ建物残ってるんですが、手続き途中で取り壊しが行われておるようで、今現在更地になってると思われます。以上です。

議 長 はい、以上、議案第7号につきまして説明がありました。この件についてもですね、市街化区域内の農地ということであってですね、格段問題無いと思いますが、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんか。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので、議案第7号につきましても報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をします。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町山田の農地、845㎡を■■■■の■■■さんから公社が購入、このあと、■■■■の■■■さんがニラを栽培する予定になっています。

続いて、通常の貸借権になります。

1番、新規設定で、土佐山田町佐野の農地、710㎡を■■■■の■■■が借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

2番も新規設定で、土佐山田町須江の農地6筆、合計9,566㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラ、果樹を栽培します。5筆は賃貸借権で期間は15年、1筆は使用貸借権で期間は15年です。

3番も新規設定で、土佐山田町の農地3筆、合計1,183㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借借権で期間は5年です。

4番も新規設定で、土佐山田町中野の農地、2,482㎡を3番と同じ■■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借借権で期間は5年です。

5番も新規設定で、土佐山田町山田の農地5筆、合計3,399㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、小松菜、ホウレンソウを栽培します。貸借借権で期間は5年です。

6番は再設定で、香北町董生野の農地2筆、合計2,275㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、大葉を栽培します。貸借借権で期間は3年です。以上です。

議 長 議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。説明がありました。関係をする委員がおいでです。3番4番の岡田君の件につきまして先に審議をさせていただきたいと思っておりますので退席をお願いしたいと思います。

—————委員退席—————

議 長 それでは申請番号3番、4番の■■■■君の件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思っておりますが、何かありませんかね。

—————質 疑 な し —————

議 長 各段無いようですので、採決に入らせていただきたいと思います。申請番号3番、4番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

—————全 員 挙 手—————

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。■■■■君に入ってもらって。

—————岡田委員入席—————

議 長 ■■■■君承認を受けましたので、またよろしくお願いをします。それではすべての件につきまして、皆さん方よりご質問を受けたいと思っておりますが、何かありませんかね。

—————質 疑 な し —————

議 長 格段無いようですが、採決に入ってよろしいでしょうか。

—————異 議 な し —————

議 長 それではすいません。議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—————全 員 挙 手—————

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。引き続きまして議案第9号のその他の件とありますが、事務局の方から何か、高月君の方からちよつとあります。

事 務 局 これは委員さん、推進委員さんにちよつとお願いになるんですけど。

地域計画、今年から動いておりますけれども、現在、地域計画の策定に向けて、農家への意向調査(アンケート)をですけれども、行う準備をしています。

香美市においては、近隣の市で香南市、南国市とアンケートの項目についても協議をして同一のものを送るといふふうに考えておりまして、香美市としても9月以降にアンケートを出すということで今計画をしております。ですので9月下旬以降位にですね、順次回答が来ると思うんですが、ちょっと説明が遅れましたけれども、一様に全体に農家さん所に送るといふことではなくて、これも香南市と南国市と足並みを揃えるという点で、まずは、あの中心経営体、認定農業者さんのところを手始めにアンケートを取ろうということではその今後の農地のあり方については必ず押さえておかんといかんと思っておりますので、そこをまず取ると、で、まあ帳簿上はまあ百5、60人位世帯位のところなんであまり多くはないと思っておりますけれども、なお、委員さん、推進委員さんにおかれましてはですね、担当地区のところでもそういう方いらっしゃった場合に、もし、ほとんどの方はちゃんと答えて返って来られると思うんですけど、なおまあちょっと遅れておるとかちょっと状況によってはですね、委員さん、推進委員さんにもですね、協力を頂いて今後全体の計画についてはいろいろまたお世話になることが多々あると思っておりますが、是非そのアンケート調査にもですね、回収率の向上とかいうことも含めてご協力いただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。以上です。

議 長

説明がありましたが、先に。

事 務 局

基本的には返信用の封筒を使いまして、ご回答いただくということになっておりますので、その戻ってこなかった分について声がけをご協力いただきたいということでございます。以上です。


議 長


前回にもですね、ひと農地プランの時にこういうことも前やらせてもらってですね、返答のないところについては個別訪問で委員さんがお家に伺ってですね、返事を聞いて書くところは書いたというそういうことでやってきましたが、今回についても同じようなことになろうかと思っております。前回についてどういう人を対象に集めたかっていうことについてははっきりしたことはわかりませんでした。私も案内が全然来ませんでしたのでどうなっちゃあというふうになると、まあその私らあ中心経営体になっちゃあせんがですよ。ほんで来てなかったがやと思うけど。それじゃあいかんでとやっぱりある程度作りゆう人には送らなあいかんでということで、集まってもらうのが前提であればやっぱり農業しゆう人には全員出さなあいかんじゃないかえということもしましたけれども、今回は中心系ということでどこの辺まで把握しちゆうか私もよう聞いておりませんが、まあそういうことでやらせていただくということになってますのでよろしくお願いをしたいと思っております。最終的にはまた各集落集落で集まってもらってですね、地図を広げて、この地図は10年先、5年先、10年先、20年先誰か作りゆう人があるろうか、作りゆう人がおらんろうか、いうふうなこともいろいろ塗り分けとかいうことも今はタブレットを使ってできるらしいですけど、うまくいくかいかんかはちょっとわかりませんが、そういうふうな方法でやっていくというふうなことで。うち、今度香南市と南国市と農業委員会の事務局の皆さんが話し合いを持ってですね、良い方向でこういうふうにとったらベターな方向にいきゃあせんろうかというようなことを話し合いをしていただきますので、前回のようにはならんと思っております。また前回はコロナが流行ってですね、人が集まる機会がなかなか作れなかったというふうなことになったわけですけど、まあ今回はそういう方向でやるということですので、皆さんにもまたご協力をお願いをしたいと思います。

すいません、少し休憩をしましてですね、あと最適化推進委員の意見交換会っていうことでお願いをしたいと思います。少し休憩をします。

閉会 (14時38分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 長 原、心一 

署名 人 園田修一 

署名 人 泉石大輔 